

■pp. 44-45 No. 21 問題及び解説

No. 21 の問題及び解説をすべて削除いたします。

■p. 302 ~303 No. 11 解説(1)(3)

誤：(1) 適している。コンビニエンスストアは、～が必要である。

正：(1) 適していない。警視庁警察署防犯活動要綱 17 条は現場防犯の対象犯罪を挙げているところ、「(1) 凶悪犯のうち、放火、強盗、強かん（強かん殺人を含む。）ただし、予備を除く。」とあるので、枝文の強盗予備罪は現場防犯に適していない犯罪である。

誤：(3) 適していない。枝文の映画館内で～現場防犯にはなじまない。

正：(3) 適している。警視庁警察署防犯活動要綱 17 条には、「(3) 特異対象事犯 次に掲げる場所における殺人、傷害及び恐かつ ア 多数の観客がい集する劇場、映画館、……」とあるので、枝文の傷害罪は現場防犯に適している犯罪である。

誤：正解 (3)

正：正解 (1)

■p. 331 No. 35 解説 最後の一行

誤：(1) 5

正：(1)

■p. 347 No. 08 解説 (4)

解説文全文を、以下の文に差し替え

「妥当。被周旋者に譲渡罪が成立する場合は、周旋者はその幫助犯として処罰され、周旋罪はこれに吸収される。」

これにより、No. 08 では全枝文が「妥当。」となり、ゼロ解答（「解答なし。」）とします。